

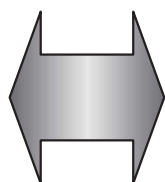
2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づき、第2次食育推進基本計画及びいしかわ食育推進計画を基本とし、本市においては「金沢世界都市構想第2次基本計画」を上位計画として、「金沢健康プラン2008」、「金沢市健康教育推進プラン（第二次）」、「かなざわ子育て夢プラン2010」、「金沢市食の安全・安心行動計画（第2次）」、「金沢の農業と森づくりプラン」などの本市の関連計画との整合性を図りながら、食育を推進していく行動計画として策定するものです。

また、本計画は、これらのことを踏まえ、金沢の特性を生かした食育を推進するため、家庭、学校・保育所・幼稚園等における保護者、教育・保育関係者や社会福祉関係者、医療・保健関係者、農林漁業者、食品関係事業者、住民団体関係者その他の地域社会のあらゆる分野における関係者及び関係団体が、継続的、計画的に取り組んでいく指針となる食育行動計画です。

金沢世界都市構想第2次基本計画

金沢市食育推進計画（第2次）



- 金沢健康プラン2008
- 金沢市健康教育推進プラン（第二次）
- かなざわ子育て夢プラン2010
- 金沢市食の安全・安心行動計画（第2次）
- 金沢の農業と森づくりプラン